



建設工事請負契約書

注 文 者 飯 塚 優 斗 と

請 負 者 ハタノ木材株式会社 とは

この契約書に従い工事請負契約を締結する。

1. 工 事 名 東浅川町 B 号棟 飯塚 優斗様邸新築工事

2. 工 事 場 所 八王子市東浅川町 2 番 1 2 (B 号棟)

3. 建 築 面 積 延面積 92.74 m² (28.00 坪)

4. 工 期 着 手 工事許認可の日から - 日以内
完 成 着手の日から 130 日以内

5. 引 渡 の 時 期 完成の日から 30 日以内
令和 7 年 1 月 31 日予定

6. 請 負 代 金 の 額 金 16,500,000 円也
(消費税 10% 金 1,500,000 円を含む)

7. 支 払 方 法 注文者は請負代金を次のように請負者に支払う

契約成立時 金 500,000 円也

中 間 金 金 円也

完成引渡時 金 16,000,000 円也

8. 注文者と請負者は互いに協力して信義を守り誠実にこの契約を履行する。図面または仕様書に明記されていないものについては双方協議して定める。

9. 請負者は工事に支障を及ぼす天候の不良、その他請負者の怠慢にあらざる事由により工事期間内に工事を完成する事が出来ない場合は、遅滞なく注文者にその理由を申立て引渡しの延長を求める事が出来ることとする。
なお、注文者は異議申し立て、損害賠償請求はできないものとします。

10. 請負者は、工事物件の引渡し迄は自己の費用をもって、契約の目的物・工事材料その他工事の施工に関する損害、並びに第三者に対する損害防止に必要な処置を行う。

11. 工事物件の引渡し時期は天災その他事故なき限り第 5 条の通りとし、請負代金の全額支払いと同時とする。

12. (立会・完了検査)

1) 請負者は、工事を完成した時は注文者の立会いのもとに建物の確認を行う。

2) 立会時に見つかった不適切な部分については、請負者は迅速に是正をする。
なお、是正方法については請負者の判断に準ずるものとする。

3) 立会以降の傷や汚れなどの発見は、原則受けつけないものとする。

4) 請負者は、検査済証を受領して注文者に交付する。

13. 関係法令の遵守

請負者は、建築工事にあたり建築基準法・同施行令・その他建築関係法令を遵守し、施工する義務を負う。

14. 権利義務譲渡などの禁止

当事者は、相手方の署名による承諾がなければ、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡することはできない。また、契約の目的物・建築資材・建築設備等を第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保の目的に供してはならない。

15. 契約解除

1) 本建設工事請負契約書は、別紙土地売買契約書と連動するものであり、土地売買契約が白紙解除となった場合には本契約も白紙解除となる。その場合、すでに受領済みの金員を請負者は注文者に無利息にて速やかに全額返還しなければならない。